

## 浄化槽維持管理業務委託契約

業務の委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

## （目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務の名称 浄化槽維持管理業務  
(2) 業務の内容等 別紙保守点検業務仕様書による。

## （委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。但し、甲、乙、双方に異議がない場合は、本契約を継続するものとする。

## （委託料）

第3条 業務の委託料の額は、金 円とする。  
(2) 委託料の支払は、乙の実績に基づく請求者により支払うものとする。

支 払 方 法	年 回払い	
	第 回 月 円	第 回 月 円
第 回 月 円	第 回 月 円	
第 回 月 円	第 回 月 円	

(3) 乙は、前項の請求書を支払月の前月末までに甲へ提出するものとする。

## （権利譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約にかかる権利または業務を第三者に譲渡し、または引受けさせてはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

## （再委託の制限）

第5条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

## （調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、または、乙に対して所要の報告もしくは、資料の提出を求め必要な指示をすることができる。

## （損害の負担）

第7条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(2) 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告書の提出)

第8条 乙は、保守点検業務仕様書に基づく業務を完了したときは、その都度業務の成果に関する報告書（点検表）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第9条 甲は、報告書を受領したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

(2) 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合において、前条及び前項の定めを準用する。

(3) 検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(清掃の立会)

第10条 乙は、清掃時に立会すること。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(2) 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても甲に対し、その補償を請求することができないものとする。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲）住所

氏名

印

受託者（乙）住所

氏名

印